

異体字の眩埜

いたいじのこうや

才四夜 「密」字攷

安岡孝一

- 1967年10月20日
法務省民事局が「誤字・俗字一覧表」を通達
- 1976年5月25日
人名用漢字問題懇談会が「人名用漢字別表」追加候補28字を選定
- 1976年7月30日
内閣が「人名用漢字追加表」28字を告示
- 1983年3月22日
法務省民事局が「誤字・俗字一覧表」を改訂
- 1990年1月16日
民事行政審議会が、人名用漢字等に関する諮問に対する答申
- 1990年3月1日
内閣が「人名用漢字別表」284字を告示(施行は4月1日)
- 1990年10月20日
法務省民事局が、戸籍の氏名における誤字・俗字の解消を通達
- 1990年11月22日
法務省民事局が「誤字俗字・正字一覧表」を通達
- 1994年1月31日
民事行政審議会が、戸籍事務のコンピュータ化に関する諮問に対する答申
- 1994年11月16日
法務省民事局が、戸籍の氏名に俗字を認める変更通達、「誤字俗字・正字一覧表」を改訂
- 2004年2月23日
法務省が「人名用漢字別表」に「曾」1字を追加
- 2004年4月1日
法務省民事局が「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」を通達
- 2004年9月8日
法制審議会が「人名用漢字別表」に488字追加を答申
- 2004年9月27日
法務省が「人名用漢字別表」を改正、774+209字に
- 2004年10月14日
法務省民事局が「誤字俗字・正字一覧表」を改訂
- 2010年11月30日
法務省民事局が「誤字俗字・正字一覧表」を改訂



け里人であるからこゝれを戸籍の記載事項とした。
 第七 従来戸籍の表示は本籍と戸主である具體的戸籍と小
 さいていた。但戸主が全く異なる結果その戸籍の里頭に記載し
 てある者へ通帯は入るとその本籍を以てその戸籍を去る
 することとした。その取り扱いは従来通り行い、おいて
 る。
 第八 漢字制限の趣旨に副は出生届の際の戸籍に漢字が
 字、片仮名平仮名へ漢字仮名、変態仮名を除くこと、
 せしむることとした。現在右の範圍外の文字を用ひて
 いる者についてけ戸籍更正の途を拓く所存である。訂正
 の改正で戸籍についてけ触れぬこととした。
 第九 現行法によつて編製した戸籍を第一の戸籍に副けて
 改正法施行と同時に編製替することには、是れも不可成り

図 1: 戸籍法中改正法律案要綱説明書 (1947 年 2 月)

[小澤文雄関係文書, C-13-9, 法務図書館.]

第二 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

一 誤字又は俗字の解消

(通達文)

第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

1 誤字又は俗字の解消

婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合は、当該氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字（別表1及び別表2に記載されている文字を除く。以下第1において同じ。）で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字（別表1及び別表2に記載されている文字を含む。以下第1において同じ。）で記載するものとする。

(1) 趣旨

本項は、戸籍に氏又は名が誤字・俗字によって記載されている場合は、これをできる限り解消すべきであるとする民事行政審議会の答申の趣旨を踏まえ、その解消の措置を定めたものである。すなわち、新戸籍編製等の場合には、氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字・俗字（本整理通達別表1及び別表2に記載されている文字を除く。）

で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字（本整理通達別表1及び別表2に記載されている文字を含む。）で記載することとしたのである。

(注) 「本整理通達別表1及び別表2に記載されている文字」とは、氏又は名の記載に用いることのできる俗字及び通字体に準じて整理した字体をいうが、これを以下「多用俗字等」という。

(2) 誤字・俗字を解消する機会

戸籍に氏又は名が誤字・俗字によって記載されている場合、従来の取扱いは、本人の申出があるときに限って当該文字を正字に訂正することができるものとされていた。

ところで、前記民事行政審議会の答申においては、戸籍に記載されている氏又は名の漢字の取扱いについて、「戸籍に氏又は名が誤字又は俗字で記載されている場合は、これをできる限り解消すべきである。」とした上、「従前の戸籍に記載されている氏又は名を新たな戸籍に移記する場合において誤字又は俗字を解消するには、比較的多く用いられている俗字を解消するときを除き、本人の申出を要しないもの」とし、一定の場合において、本人の申出を待たずともなく、誤字・俗字を解消すべきものとされた。

そこで、本整理通達においては、従前と同様に本人の申出による訂正を認める（本整理通達第2 戸籍の氏又は名の文字の記載の訂正参照）ほかに新たに本人の申出を要しないで誤字・俗字を解消する機会として、①新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により、従前の戸籍に記載されている氏又は名を新たな戸籍に移記する場合と、②戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏又は名を記載する場合の二つを規定した。これらの場合には、氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字で記載されているとしても、本人の申出を要しないで、これに対応する字種及び字体による正字で記載するものとされた。

図 8: 法務省が戸籍の氏名における誤字・俗字の解消を通達(1990年10月20日)

[戸籍, 第569号(1990年11月), pp.1-90.]

戸籍に俗字

「情」の訴え行政寄り切る

「認定」になお問題残る

戸籍に記載されている誤字・俗字の掃を提唱した審議会の答申から四カ月。予想を上回る反発に、法務省は方針を見直し、俗字を含め漢和辞典に載っている字はそのままコンピューターに入力することを決めた。「名前は人間の原点。たとえ正字でなくても、親の思いや愛着が込められている」という「情」に訴えた議論が、効率・公平を目指す行政を寄り切る形となった。

(渡辺雅昭)

●噴き出した慎重論
自民党側の抵抗は、法務省の予測をはるかに上回った。「総画数まで考えたらえで、親は子どもに名前をつける。たとえ誤字・俗字であっても、そうした親の思いが込められ、伝統と文化がある漢字を、行政の都合でエイヤーと変えてしまっているものか」と慎重

するというのは当然だと思ろんですけどね。表札やお墓の名前まで変えろというわけではないし」「やっぱり戸籍信仰、ですかね。あるいは言霊(ことだま)思想と言ってもいいかもしれない」

誤字・俗字の掃は法務省の長年の課題だった。「正しい字を使ったのに、戸籍の表記と違うという理由で書類を受け付けてもらえなかった」といったトラブルをなくし、事務を効率化するのが狙い。自民党政権下の一九九〇年十月に

は、各自自治体に対し、結婚や転籍で新しく戸籍を編成する機会をとらえて、職権で誤字・俗字を訂正するよう求めた民事局長通達が出されている。もっとも、この通達をめぐっては裁判所の判断も割れ、問題の難しさをうかがわせた。「静香」を「静香」に変更された女性の異議申し立てに対し、東京高裁が「名前も一定の限度で公共の利益のために制約を受けることがある」と述べ、通達を支持する見解を示せば、「廣子」になつてしまった「廣子」さんが元に戻すよう求めた審判で東京家裁は「本人の意思や事情を聞かず一律に正字に改めるのは許されない」とした。

問題はまだ残されている。まず取り組まなければいけないのは、俗字の「認定」だ。法務省は「およそ辞典に掲載されているもの」の使用を認めることを考えているが、漢和辞典によって掲載されている字の数はまちまちだ。たとえば「玉」。「土」の俗字と掲載している辞典もあれば、載っていないものもある。学識者に意見を聞きながら、線引きをすることになりそうだ。また、九〇年通達に基づき、俗字を職権で正字に訂正された人から「元の字に戻して欲しい」という申し出が出て来ないとも限らない。コンピューターの容量アップに費用を強いられる市区町村も出てくるかもしれない。「まだまだこれからです」――担当者の苦勞は当分続きそうだ。

派の声を要約すれば、こんなふうになる。といっても全議員が同じ考えでまとまっているわけではない。「正字に変えてもいい」という本人の意思を確認したうえで訂正するべきだ」と誤字・俗字の解消に一定の理解を示す自民党法務部会の幹部から「とにかく現行表記のまま、一字もいじら

図 10: 法務省が方針転換、戸籍に俗字を認める

(朝日新聞(東京), 第 38900 号(1994 年 5 月 25 日), 夕刊 p.1,14.)

1977	01918	<input type="checkbox"/> Style				wf-1017	害 害	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				wh-5dc0	姓 0 名 0	
7165		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1978	03012	<input type="checkbox"/> Style	ty0175		春の [tyt0175]/(ksu g-808/19)#宵	wf-1018	宵 宵	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
7168		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1979	ne258	<input type="checkbox"/> Style	n-e258		シ(11) ヲー(シ イナ)[7]	wf-1019	窠 窠	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 11	wn-2436	
2656	5BB7	<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
7170		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1980	wf1020	<input type="checkbox"/> Style				wf-1020	冥 冥	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
3759		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
7177		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1981	wf1021	<input type="checkbox"/> Style	bn-35b1			wf-1021	亮 亮	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0	wn-2434	
2657	5BBA	<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
7180		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1982	nf751	<input type="checkbox"/> Style	n-f751		オ(1) ハㄩ(ヤ ツオ)[1]		姓 0 名 1	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑						
7183		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1983	wf1022	<input type="checkbox"/> Style				wf-1022	寇 寇	
40	ㄆ 7	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
2658	5BBC	<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
7191		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1984	01840	<input type="checkbox"/> Style				wh-5dbe	家 家	
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1985	05368	<input type="checkbox"/> Style				wh-5dc4	寇 寇	
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1986	ncf5d	<input type="checkbox"/> Style	n-cf5d s-22153 ds-0908		サイ(S9:F2) ヲ 知(サイ子)[S4] 、モ(S7) ヲ川(続日本紀天平6 「關諒法華經一 部、或△勝王	wh-5dc3	取 取 取
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				△(さい)後(二) 芥川龍之介「 地獄変」?	姓 16 名 2	
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1987	ne938	<input checked="" type="checkbox"/> Style	n-e938		ササ(S7) △(サ サ)山(ヤマ)[S7]		姓 7 名 0	
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input checked="" type="checkbox"/> 字体存疑						
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1988	wn2440	<input type="checkbox"/> Style				wn-2440	宰 宰	
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0		
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						
1989	wn2441	<input type="checkbox"/> Style				wf-1025	寛 寛	
40	ㄆ 8	<input type="checkbox"/> 筆写混淆 <input type="checkbox"/> 解字不能 <input type="checkbox"/> 字体存疑				姓 0 名 0	wn-2441	
		<input type="checkbox"/> 部首字 <input type="checkbox"/> Uni <input type="checkbox"/> 字書調字						

図 12: JIS X 0213 開発資料

[JCS WG2 Adhoc 資料 (1998 年 9 月 15 日), JCS-Kad-98-5-03.]

○市町村長の処分不服申立審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

平成15年(訴)第37号 棄却
(同年12月25日第三小法廷決定)

【原告A】 抗告人 札幌市厚別区長 代理人 畠山 稔 外6名

【相手方】 相手方 申立人 A

【原々審】 札幌家庭裁判所 平成15年2月27日審判

【原 審】 札幌高等裁判所 平成15年6月18日決定

○判 示 事 項

1 戸籍法施行規則60条に定める文字以外の文字を用いて子の名を記載したことを理由とする市町村長の出生届の不受理処分に対する不服申立て事件において家庭裁判所が当該文字が常用平易であることを理由に当該出生届の受理を命ずることの可否

2 戸籍法施行規則60条に定める文字以外の文字である「曾」の字を子の名に用いることの可否

○決 定 要 旨

1 戸籍法施行規則60条に定める文字以外の文字を用いて子の名を記載したことを理由とする市町村長の出生届の不受理処分に対する不服申立て事件において、家庭裁判所は、審判手続に提出された資料、公知の事実等に照らし、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときには、当該市町村長に対し、当該出生届の受理を命ずることができる。

2 戸籍法施行規則60条に定める文字以外の文字である「曾」の字は、社会通念上明らかに常用平易な文字であり、子の名に用いることができる。

○主 文
本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

○理 由

抗告代理人畠山稔、同山崎栄一郎、同近藤健一、同角井俊文、同高倉孝志、同及川正治、同其田史朗の抗告理由について

1 本件は、相手方が、子の名を「曾〇」と記載した出生届の追完届を戸籍事務担当者である抗告人に提出したところ、抗告人により、「曾」の字が戸籍法施行規則(以下「施行規則」という。)60条に定める文字でないことを理由として上記追完届の不受理処分がされ、これに対し、相手方が不服申立てをした事案である。

2 戸籍法(以下「法」という。)50条1項が子の名には常用平易な文字を用いなければならないとしているのは、従来、子の名に用いられる漢字には極めて複雑かつ難解なものが多く、そのため命名された本人や関係者に、社会生活上、多大の不便や支障を生じさせたことから、子の名に用いられるべき文字を常用平易な文字に制限し、これを簡明ならしめることを目的とするものと解される。

法50条2項は、常用平易な文字の範囲は法務省令でこれを定めると規定し、施行規則60条が法50条2項の常用平易な文字の範囲を定めている。同項による委任の趣旨は、当該文字が常用平易な文字であるか否かは、社会通念に基づいて判断されるべきものであるが、その範囲は、必ずしも一義的に明らかではなく、時代の推移、国民意識の変化等の事情によっても変わり得るものであり、専門的な観点からの検討を必要とする上、上記の事情の変化に適切に対応する必要があることなどから、その範囲の確定を法務省令にゆだねたものである。施行規則60条は、上記委任に基づき、常用平易な文字を限定列挙したものと解すべきであるが、法50条2項は、子の名には常用平易な文字を用いなければならないとの同条1項による制限の具体化を施行規則60条に委任したものであるから、同条が、社会通念上、常用平易であることが明らかでない文字を子の名に用いることのできる文字として定めなかった場合には、法50条1項が許容していない文字使用の範囲の制限を加えたことになり、その限りにおいて、施行規則60条は、法による委任の趣旨

を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。そして、法50条1項は、単に、子の名に用いることのできる文字を常用平易な文字に限定する趣旨にとどまらず、常用平易な文字は子の名に用いることができる旨を定めたものというべきであるから、上記の場合には、戸籍事務担当者は、当該文字が施行規則60条に定める文字以外の文字であることを理由として、当該文字を用いて子の名を記載した出生届を受理しないことは許されないとはいくべきである。裁判所が、以上の点について審査し、決定する権限を有することはいうまでもないところである。

そうすると、市町村長が施行規則60条に定める文字以外の文字を用いて子の名を記載したことを理由として出生届の不受理処分をし、これに対し、届出人が家庭裁判所に不服を申し立てた場合において、家庭裁判所及びその抗告裁判所は、審判、決定手続に提出された資料、公知の事実等に照らし、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときには、当該市町村長に対し、当該出生届の受理を命ずることができるというべきである。

上記の見地に立つて本件をみると、「曾」の字が古くから用いられており、平仮名の「そ」や片仮名の「ソ」は、いずれも「曾」の字から生まれたものであること、「曾」の字を構成要素とする常用漢字が5字もあり、いずれも常用平易な文字として施行規則60条に定められていること、「曾」の字を使う氏や地名が多く、国民に広く知られていることなど原審の判断した諸点にかんがみると、「曾」の字は、社会通念上明らかに常用平易な文字であると上記原審の判断は相当である。

3 以上によれば、これと同旨の見解に基づき、抗告人に対し、相手方が子の名を「曾〇」と記載して提出した出生届の追完届の受理を命じた原審の判断は正当として是認することができる。論旨は採用することができる。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。
(裁判長裁判官 藤田宙靖 裁判官 金谷利廣 裁判官 濱田邦夫 裁判官 上田豊三)

図 13: 曾良ちゃん命名事件

【最高裁判所民事判例集, 第 57 卷, 第 11 号 (2003 年 12 月), pp.2562-2590.】

人名用漢字578字追加案

■ JIS第1水準（出現順位順）

岡誰頁頃腫俺其阪此薩云勾菩韓芭蓋訊腺脇陀
膝袖柏腎坐枕庵顫脊卿尻犀笠腔宋椅塞厨幡叩
喉撫濡嚙斑狙逢鼠叢曾廻篇鍵狼雀貌葛疹股
馴斬腿撰潰蛋蘇痕註這棍詣爪視瓦迦挨筑撈或
播貼膿而篠窟隙揃拭咽喋斯宛捉蹴稽喰呆雁淵
臍嶋溜烏鞞柴鷓味蒙尖梁錐鍋柿婁魯喧乞讚杖
肋躡裳劉毘臥癌畠呪蒲吻謎摺歪餅簾洩萎楚妖
堵裾白塵賭惰唾詮麓峯嘩夷賞狐棊驚崖紐儲鴨
鱗盃妬勃淫蔭帖祇頓汲惚苛梗界澗醜鬪吊淀仇
醒謂琵琶隈袴芭嫉蜂菱威洛幌芥茨錐鏝釜牙蜜鴛
恰怨琦淋餌櫛又捧肘悶馳粟殖瓜芯牡祛髭蓬畏
荆叱窺阜侶蓑桶糞甘槍寵峨巾鞍榭厭穿侯綻苔
妾燕戴辻狗汝蔑筭迥惹輿窪諺兎鞭隨磐勾諷徽
冥詫婉晦莫憐樽牟煎禰厥葦箸縞笈玩弄嘗邇垢
纂窄襖蔓牢裡庇焚挫娼蕪勿溺廓率漕藁屑釘弛
綴嚼函罵荻響碗杵饗爺肴槌忽昏殆吠畿茸賑覆
鄭晒捻汎僅芦柝梯湊贗悉蛙葡萄蟹仔膏廟迄糊羨
疋蕎董曳柵堆駝撒姑蝦姥壬輯遁疏燭堰甥壕歎
竿桁螺申杭猥屍按閃煽俄楯劫禿蟻粥迂逗栖瓢
蚰挽檉蔽硯狸箔舵鋸挺瘦兜蝕飽套杷薙坦纏圃
灼枇灸耐舩掠轟牒鳶碗嚙柘箕柑閣巷寓姪閏鶯
砥倦櫓托哨灘些耽鱗宕竺傭庚尤蕃夙秤蕩確痔
鋒乎誹苟幹卜錫戊珂蒐遜曝煉擢蟻鏑恢賂戟頗
粃沫警砦菌歛湛斧萱捲搔跨佃蕪奄鼎脆撞瀕豎
訣沓煤牝砧鰯塢沌畢閏釧富禽祁檣骸諦葦咳妓
臆蹄瀧桔零漣湮楚檜栳珊豹禾湘袂俠哩祢孜樟
娃

■ JIS第2水準以下

煌絆遙橙萬噯利檜已涼蕾徠苒凜琥珀萌粟風禮
權實麒釉榮楨珈堯圓惺昊逞挪玲昡驍俐頰囊噓
吞剝擱繫墳蟬禱萊蠟鳴俱蔣顛焰單醬繡

「撫子」「林檎」OK

「糞」「屍」「呪」も

法制審議会（法相の諮問機関）人名用漢字部会は
十一日、子供の名前に使える漢字を新たに五百七十
八字追加し、現在の二千二百三十二字から計二千八
百十字に拡大する「人名用漢字の範囲見直し案」をま
とめた。今後、同案に対する国民の意見をインターネット
上で受け付ける。九月に法相に答申する。これを受
け法務省は、人名用漢字を定めた戸籍法施行規則（省
令）を改正する。早ければ九月下旬にも新たな漢字
が使用可能となる見通しだ。意見の受け付けは、十
一日から七月九日まで、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）で行い、解説13面

追加された主な字は、「この名前も誕生しそうだ」
「桔」「梗」「撫」「撫」「莓」見直し案はJIS（日本
工業規格漢字第一水準）で認められている漢字と、
一般日本語表記用漢字、計二
千九百六十五字）のうち、
「撫子」「林檎」な
人名用ではない七百七十
字も含まれている。この点
字から、出版物（月刊誌や
単行本など）三百八十五誌
の漢字出現頻度数調査（文
化庁調査、二〇〇〇年作成）
で頻度の高い上位五百二十
一字を「常用平易」と認め
て追加。さらに、人名用は
四十字しか含まれていな
いJIS漢字第一水準（個
別分野用漢字、計三千三百
九十字）以下から、全国の
市区町村からの要望などを
重視して五十七字を「常用
平易」として選定した。
追加される漢字の中に
は、「糞」「屍」「呪」な
ど人名にふさわしくない漢
字も含まれている。この点

「糞」「屍」「呪」も
について、法制審では「専
ら当該漢字が『常用平易』
と認められるか否かの観点
から選定を行った。漢字の
意味（人名にふさわしいか
否か）については一切考慮
しなかった」としている。
人名用漢字を巡っては昨
年十一月、「曾良」の出生
届の「曾」の字が使えない

人名用漢字 子供の
名前に使える字。戸籍
法は人名用漢字について
「子の名には常用平易な文
字を用いなければならぬ
」と定めている。具体的
には、同法施行規則で①常
用漢字（千九百四十五字）
②同規則別表に掲げる漢字
③カタカナまたはひらがな
として用いる。今回の見
直し案は②に関するもの
で、原案通り決定すれば、
②は八百六十五字に拡大す
る。JIS漢字は第一水準
から第四水準まであり、常
用漢字はすべて第一水準に
含まれている。

のを不服とした申し立てに
対し、最高裁が「社会通念
上、常用平易なことが明ら
かな字を含めていない施行
規則は違法、無効」として、
申し立てを認める決定をし
た。また、人名漢字の拡大を
求める声があったため、野
沢法相が今年一月、法制審
に見直しを諮問していた。

図 14: 法制審議会人名用漢字部会が人名用漢字 578 字追加案を発表
[読売新聞 (大阪), 第 13466 号 (2004 年 6 月 11 日), 夕刊 p.1.]

采	害	冥	居	寂	宿
081730	081740	081750	081760	081770	081780
宿	晉	采	寔	寂	寃
081790	081800	081810	081820	081830	081840
寄	寅	密	壺	寇	寇
081850	081860	081870	081880	081890	081900
壽	青	率	麥	昏	乳
081910	081920	081930	081940	081950	081960
爽	寇	冥	冥	表	睿
081970	081980	081990	082000	082010	082020
寧	雀	寐	取	霄	密
082030	082040	082050	082060	082070	082080
寇	冥	冥	冥	寘	睿
082090	082100	082110	082120	082130	082140

图 16: 戸籍統一文字 (法務省民事局, 2004 年 4 月 1 日)

マ											
〔滿〕	滿	滿	〔萬〕	万	幕	〔摩〕	摩	凡	本	堀	牧
滿	滿	淌	滿	萬	万▲	幕	摩	凡▲	本◎	堀	牧
滿	滿	滿	滿	萬						堀	
滿	滿	滿	滿	萬							
滿	滿	滿	滿								
滿	滿	滿◎	滿								
滿	滿	滿	滿								
滿	滿	滿	滿								

メ											
ム											
ミ											
綿	面	鳴	盟	命	無	務	民	妙	密	魅	味
綿	面▲	鳴	盟▲	命▲	無	務	民▲	妙	密	魅	味
		鳴		無	務	民		密			滿
		鳴									滿
		鳴									滿
		鳴									滿
		鳴									滿
		鳴									滿

図 17: 誤字俗字・正字一覽表 (2004 年 10 月 14 日)
 [戸籍, 第 764 号 (2004 年 11 月), pp.96-155.]

モ	メ	ム										
茂	綿	面	鳴	盟	命	無	務	民	妙	蜜	密	
茂	茂	綿	面▲	鳴	盟▲	命▲	無	務	民▲	妙	蜜	密●
茂	茂		鳴			無	務	民				密
茂	茂●		鳴									
茂	茂		鳴									
茂	茂		鳴									
茂	茂											
茂	茂											

図 19: 誤字俗字・正字一覧表 (2010 年 11 月 30 日)
[戸籍, 第 849 号 (2010 年 12 月), pp.68-126.]

茂 膳 密

552680 552690 552700

図 20: 戸籍統一文字に 3 文字追加 (2010 年 11 月 30 日)